

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆輸出企業の輸出税還付（免税）申告時に提供する外貨回収資料に関する問題の公告（国家税務総局公告，2013年第30号，2013年6月9日発布）

国家税務総局は，《輸出企業の輸出税還付（免税）申告時に提供する外貨回収資料に関する問題の公告》（以下、「公告」という）を発布した。

一、公告制定の背景

2012年8月1日より、国家外貨管理部門は輸出貨物に対する輸出外貨収入照合表の発行を停止している。当該状況下で、《国务院の輸出還付税率引き下げによる輸出税還付管理強化に関する通知》（国発明電[1995]3号）における為替決済と輸出税還付の関連性に係る規定の適用を徹底すること、輸出税還付（免除）の正確な計算及び輸出税還付（免税）の審査を適切に行うこと、輸出業務の真实性を検査すること、並びに輸出税還付の詐取等の違法行為の発生を防止することを目的として、国家税務総局は本公告を制定した。

二、公告が適用される輸出企業の範囲

輸出業務を委託している企業以外の輸出企業に対して適用される。

三、公告が適用される貨物の範囲

《財政部及び国家税務総局による輸出貨物・役務の増値税及び消費税政策に関する通知》（財税[2012]39号）第一条第二項（第2目以外）及び第三項に列記されている以下の貨物以外の輸出貨物に対して適用される。

- ・みなし輸出貨物及びパートナー貿易輸出貨物
- ・委託輸出貨物及び辺境少額貿易輸出貨物

四、公告の主な内容

(一)輸出企業が還付（免税）申請を行う貨物について、特殊原因（公告の付属文書3に挙げられる状況）によって外貨回収ができない場合を除き、還付（免税）申請期限内に必ず輸出代金を回収する必要がある。規定期限以内に輸出代金を回収しなかった輸出貨物については、増値税免税政策を適用し、輸出企業が事前に還付（免税）申告を行っている場合、規定に沿って手続き済みの免税・控除・還付税額（外資企業では還付税額）の

相殺または追納を行わなければならない。

(二)列挙した9種類の違反行為のある企業及び前期の外貨代金受領率が70%を下回る企業に対しては重点管理が行われ、これらの企業が還付（免税）申請を行う際には、輸出外貨受取証憑を提出しなければならない。公告の付属文書3に挙げられる外貨回収ができない状況の場合、規定に従い主管税務機関に対し当該状況を証明する関連資料を提出しなければならない。重点管理の対象となる企業の範囲及び執行期限（還付〈免税〉申請期間を基準とする）は以下のとおり。

1. 公告の第二条第一項から第五項に挙げられる税関及び外貨管理局等の輸出監督管理部門による重点管理企業。執行期限は、主管税務機関の通知する日から当該状況が終了する日まで
2. 公告の第二条第六項から第九項に挙げられる企業。執行期限は主管税務機関の通知日から24か月以内
3. 年間の外貨代金受領率が70%を下回る企業。執行期限は主管税務機関が当該企業の年間外貨代金受領率を確認した年の5月から翌年の4月まで
4. 輸出企業について公告の第二条の各状況が並存する場合、執行期限は当該状況における最長期限

(三)非重点管理企業は輸出貨物に係る還付（免税）申請の際に外貨受取証憑を提出する必要はないことが規定された。主管税務機関が、輸出還付に係る検査実施時に、還付（免税）申請に係る貨物の輸出業務について信憑性を検証する必要があると認めた場合、企業は規定に従い外貨回収に関する資料を提出し、税務機関の疑義を解消の上、還付（免税）手続きを行うことができる。

(四)契約上の最終の外貨受取日が還付（免税）申告期限以降である場合、輸出企業は最終入金日の翌月の増値税納税申請期限内に、主管税務機関に外貨受取証憑を提出しなければならないことが規定された。提出できない場合は、関連する輸出貨物

Topics

について増値税免税政策を適用する。
(五)主管税務機関は、輸出企業が還付（免税）申請の際に提出した資料につき、外貨回収ができないとした原因もしくは証明資料が虚偽である場合、または外貨受取証憑が偽造である場合は、《中華人民共和国増値税暫行条例実施細則》（財政部、国家税務総局第50号令）（以下、「実施細則」という）の増値税一般納税者資格認定政策に関する問題を解決し、その政策適用範囲を明確にするために、国家税務総局は、《増値税一般納税者資格認定に関する事項の公告》（以下、「公告」という）を発布した。

☆増値税一般納税者資格認定に関する事項の公告（国家税務総局公告，2013年第33号，2013年6月21日発布）

《財政部、国家税務総局 交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増値税への転換試行地域の徵稅政策に関する通知》（財税[2013]37号）の発布後、《中華人民共和国増値税暫行条例実施細則》（財政部、国家税務総局第50号令）（以下、「実施細則」という）の増値税一般納税者資格認定政策に関する問題を解決し、その政策適用範囲を明確にするために、国家税務総局は、《増値税一般納税者資格認定に関する事項の公告》（以下、「公告」という）を発布した。

一、公告発布の背景と目的

営業税の増値税への変更及び徵稅管理の適応において、財税[2013]37号では増値税一般納税者と取り扱われない状況に対して例外規定を設けた。非企業体に係る取り扱いについて実施細則の関連する類似規定とは違いがあり、実施細則では、非企業体であれば小規模納税者としての納税が選択できると規定しているのに対して、財税[2013]37号は、範囲を縮小し、経常的に課税行為が発生しない非企業体のみ、小規模納税者としての納税方法を選択できるとした。上記2つの規定が並行して実施される状況の下、税務局と企業の互いの理解の差を埋めるため、政策的な公告の発布が必要となり、納税者が当該政策を適用するにあたっての区別及び関係が明確化されることとなった。

二、公告の主な内容

それぞれの納税者に適用される政策規定は、以下のとおりである。

第1類 商品の販売又は加工役務の提供、修理役務を行う納税者について

増値税一般納税者資格認定を行う際、その小規模

為におよぶものは審査部門にて処理されることが規定された。

(六)税務機関が輸出企業の輸出貨物の外貨受領状況を審査する際に疑問点が生じた場合の処理方法が規定された。

五、公告の執行期間

2013年8月1日から執行される。

納税者資格適用条件は、財政部、国家税務総局第50号令第29条の規定（年間課税売上額が小規模納税者基準を超えない個人は、小規模納税者として納税する。非企業体、経常的には課税行為が発生しない企業は、小規模納税者を選択して納税することが可能である）に従う。

第2類 課税サービスを提供する、営業税の増値税への変更試行地域の納税者について

増値税一般納税者資格認定を行う際、その小規模納税者資格適用条件は、財税[2013]37号付属資料1《交通運輸業と一部現代サービス業の営業税の増値税への変更試行地域実施弁法》第3条第3項の規定（課税サービスの年間売上額が規定基準を超えない個人は、一般納税者に属さない。課税サービスを経常的には提供していない非企業体、企業及び個人事業主は、小規模納税者を選択して納税することができる）に従う。

第3類 商品販売、加工役務及び修理役務の提供と、課税サービスの提供を兼業する納税者について 商品売上及び役務売上額と課税サービス売上高をそれぞれ計算し、それぞれに増値税一般納税者資格認定基準を適用する。

商品販売、加工役務及び修理役務の提供と、課税サービスの提供を兼業し、かつ課税行為が経常的には発生しない非企業体、企業、個人事業主は、小規模納税者を選択して納税することが可能である。

なお、各省、自治区、直轄市、計画単列市の国家税務総局に授權しているものを除き、増値税一般納税者資格認定の具体的な方法は、《増値税一般納税者資格認定管理弁法》（国家税務総局令第22号）の関連規定に従うことに留意しなければならない。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。